

◇ 子宮頸がん（HPV）ワクチンを任意接種された方へ ◇

任意接種費用償還払いのお知らせ

鯉ヶ沢町では、子宮頸がん（HPV）ワクチンの積極的勧奨の差控えにより定期接種の機会を逃し、定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がん（HPV）ワクチンの任意接種を受けた方の接種費用を助成しています。

対象者	以下のすべてに該当する方が対象です。 ①平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女性 ②令和4年4月1日の時点で鯉ヶ沢町に住民票があること ③16歳となる日の属する年度の末日までに、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと ④17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに、国内の医療機関において任意接種を受け、実費を負担したこと。 ⑤償還払いを受けようとする接種回数分について子宮頸がん（HPV）ワクチンのキャッチアップ接種を受けていないこと
対象のワクチン	・2価HPVワクチン ・4価HPVワクチン
助成回数	3回まで
助成金額	1回につき、16,775円を上限とした額 (2価HPVワクチン、4価HPVワクチンともに)
申請に必要なもの	①「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用償還払い申請書」(様式第1号) ②接種記録が確認できる書類の写し(母子健康手帳又は接種済証) ③接種費用の支払いを証明できる書類(原本) ※提出できない場合は、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用償還払い申請用証明書」(様式第2号)に代えることができます。 ④接種者の氏名・住所・生年月日が確認できる書類の写し(運転免許証、健康保険証など) ⑤振込希望先金融機関の通帳の写し *申請に必要な書類の様式は、鯉ヶ沢町のホームページに掲載しています。
申請期限	令和7年3月31日
申請・問合せ先	鯉ヶ沢町役場 ほけん福祉課 健康推進班 Tel 0173-72-2111 (内線147)

